

2027年国際園芸博覧会川崎市出展運営業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、2027 年国際園芸博覧会における開催期間中の、川崎市の花・緑出展において、来場者が安全かつ円滑に利用できる運営を実施することを目的とする。

2 主な業務概要

(1) 件名

2027 年国際園芸博覧会川崎市出展運営業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 12 月 28 日まで

(3) 履行場所

2027 年国際園芸博覧会会場内 川崎市出展

(4) 主な業務内容

＜事前準備業務（会期前）＞

ア 川崎市出展実施計画策定支援業務

(ア) 案内誘導関係

(イ) 運営管理・運営体制関係

(ウ) その他必要事項

イ 運営実施マニュアル（案内誘導他）策定業務

ウ 実施準備体制の構築

エ 案内誘導スタッフの教育・研修

(ア) 実施計画をもとに、スケジュール、研修の方針、目標の設定

(イ) 適切な研修区分、研修カリキュラムの設定

(ウ) 研修インストラクターの選任

(エ) 研修テキスト・研修コンテンツの作成

(オ) 教育・研修の実施（研修当日の運営含む）

オ 運営に必要な各種準備物の手配及び設置

＜川崎市出展運営業務（会期中）＞

ア 川崎市出展運営本部

イ 遺失・拾得物、迷子・迷い人対応

ウ 巡回対応（配置ポスト兼務）

エ 案内誘導スタッフ業務

オ 想定外の業務への対応

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

92,609,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本件の予算金額及び契約決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る補正予算の議決（令和8年10月頃）を要する。

※事業委託料の支払いについて、業務が全て完了した令和9年度に行うものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は任意に結成された2者以上の共同企業体によるものとし、次に掲げる要件を備えた者とする。

ただし、本プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできない。なお、参加意向申出書（様式1）の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

【単独の法人が満たすべき要件】

- (1) 法人であること
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること
- (7) 国際的・全国的なイベント（例：国際博覧会、国際園芸博覧会、各都道府県持ち回り方式で毎年開催される全国規模のイベント・大会）において、出展運営業務の実績があること。

【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】

(1) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）。

(2) 【単独の法人が満たすべき要件】(1) から (3)、(5)、(6)

※ (4)、(7) については、共同企業体内の 1 社以上が満たしていること。

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局グリーンコミュニティ推進室 国際園芸博覧会担当 清田、森

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（本庁舎 1 7 階）

電 話 044-200-0449（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53grcom@city.kawasaki.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内容	期間等
参加意向申出書提出期間	令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 8 年 9 月 8 日（火） ※午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）
参加資格審査結果の通知	令和 8 年 9 月 10 日（木）
質問受付期間	令和 8 年 9 月 11 日（金）～令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時まで
質問回答	令和 8 年 9 月 24 日（木）
企画提案書等提出期間	令和 8 年 9 月 30 日（水）～令和 8 年 10 月 2 日（金） ※午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）
審査	令和 8 年 10 月 7 日（水）～令和 8 年 10 月 9 日（金）のうち 1 日
受託候補者選定結果の通知	令和 8 年 10 月中旬を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載します。

なお、様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

令和 8 年 9 月 1 日（火）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部提出してください。

（1）提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）まで

（郵送の場合は令和8年9月8日（火）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

4に同じ

（3）提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 委任状（様式2）※共同企業体による参加の場合に提出

ウ 共同企業体協定書（様式3）※共同企業体による参加の場合に提出

エ 共同企業体編成表（様式4）※共同企業体による参加の場合に提出

（4）その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付します。

8 質問書の受付・回答

（1）受付方法

質問書（様式5）に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

（2）受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月16日（水）午後5時まで

（3）回答方法

令和8年9月24日（木）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期間に、必要書類を提出してください。

（1）提出期間

令和8年9月30日（水）～令和8年10月2日（金）

（郵送の場合は令和8年10月2日（金）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

4に同じ

(3) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

- ア 企画提案書（PC 画面で見やすい横長レイアウトを基本とし、20 ページ以内とする）
- イ 見積書（押印あり）
- ウ 実施体制及び配置予定人員
- エ 業務実績表（催物の 1 日あたりの集客数や開催日数が分かるもの）
- オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(4) 提出方法

電子メール、持参又は郵送のいずれかの方法にて提出すること。

提出書類は書類ごと PDF 形式でファイルを作成し、ファイル名を「法人名（代表法人名）_書類名」とすること。（例：㈱〇〇_企画提案書.pdf）

※電子メールの場合

令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時必着とし、提出書類一式を送付すること。

総データ容量が 10MB を超える場合、送付方法について事前に連絡すること。

（分割送付又は本市指定のオンラインストレージによる送付等を案内いたします。）

※持参又は郵送の場合

電子媒体（CD・R 等）1 部に提出書類一式を格納し提出すること。

なお、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

(5) 留意点

- ア 提案書類の提出後、書類の差し替え及び追加はできません。
- イ 提案書類は、別紙「提案書評価項目及び評価基準」の評価項目を参考に作成すること。
- ウ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容容すべてが契約に反映されるとは限りません。
- エ 本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、2027 年国際園芸博覧会川崎市出展運営業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和 8 年 10 月 7 日（水）～令和 8 年 10 月 9 日（金）のうち 1 日

※日時は調整の上、個別に連絡します。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMI コード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は4名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととします。

(3) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりとなります。

(4) 採点方法

ア 配点

提案書評価項目を設定し、5段階評価の100点満点とする。各委員は、事業者ごとに評価基準に基づく評価採点表に点数を入れ、合計したものをその事業者の委員合計得点とする。

イ 基準点

出席委員の持ち点の合計「総合計点」の60%の得点とする。

(5) 受託候補者の特定

各委員の合計点を提案者ごとに集計し、基準点を満たした者のうち、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。当該集計において、最も高い合計点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、次のア～ウの選考過程により最終順位を確定し、受託候補者とする。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

ア 別紙評価項目（3）「事業の企画力及び実行力」の合計点が最も高い者

イ アに該当する業者が複数ある場合、見積額が最も低い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した者

(6) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和8年10月中旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

(1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき

(2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。